三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年三月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県豊後大野市三重町鷲谷字和下八六九の一、字芝尾九〇三、九〇四、大野町田中字泉一七五三の二、一七五三の三、一七五三の四から一七五三の七まで・大野町藤北字烏帽子嶽三八六の九から三八六の一二まで（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字和下八六九の一・字芝尾九〇四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字泉一七五三の二、一七五三の五、一七五三の六、字烏帽子嶽三八六の九から三八六の一一まで
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び豊後大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年三月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　大分県中津市山国町中摩字天ノ岩戸一一三二、一一三三の三、一一三五から一一三八まで、一一四〇、一一四三から一一四九まで、字仁平畑一一五三、一一五四

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　大分県玖珠郡玖珠町大字四日市字木牟田三〇〇九（次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁並びに中津市役所及び玖珠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年三月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　大分県日田市上津江町川原字上元組三八二九、上津江町上野田字黒石一一〇五の一

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字上元組三八二九・字黒石一一〇五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　大分県日田市上津江町上野田字ホリ一五六一、一五六三の一

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字ホリ一五六一・一五六三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年三月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡根羽村三〇一四の八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び根羽村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年三月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　新潟県十日町市字蛇ばみ辰乙四四一、辰乙四五四から辰乙四五七まで、辰乙四五七の子から辰乙四五七の寅まで、字上町屋敷辰乙四八五の一、辰乙四八六

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年三月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　新潟県魚沼市魚野地字山下一〇九二、一〇九三の一、一〇九三の甲、一一一八の一、一一一八の子、一一一九の一、一一一九の甲、一一二〇の一、一一二〇の甲、一一二一の一、一二三三の九、一二三八の一、字カシラナシ一〇九四、一一〇二から一一〇四まで、一一〇五の一、一一〇五の二、一一一〇の二、一一一〇の四、一二三三の甲丑、南魚沼市山谷字山入五四一、五四九の一、五五二、五五六、五八六から五八八まで、字小野五九七、五九八、五九九の一